

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0431 )

第5回 栃木地方最低賃金審議会

令和4年10月27日 公開

開催日時	令和4年10月27日(木)	13時55分～14時15分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の改正決定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和4年度第5回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の和田委員、労働者代表委員の津村委員、使用者代表委員の井上委員が欠席。 委員15名中12名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
太田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。

	<p>最初に、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」ですが、本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、８月２３日に開催された第４回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より塗料製造業など５つの産業にかかる最低賃金の改正決定について諮問を受けました。</p> <p>その後、５つの産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第９条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会長に報告されております。</p> <p>つきましては、この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>— 専門部会報告の朗読 —</p>
太田会長	<p>ただ今の報告につきまして、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
太田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、５つの産業にかかる専門部会の報告について、了承されたものといたします。</p> <p>ただ今、専門部会報告を御確認いただきましたとおり、「塗料製造業」、「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」、「計量器等製造業」の５つの産業すべての専門部会において全会一致により結審となり、最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用して審議会の議決として、既に栃木労働局長に対して答申が行なわれていますことを御報告いたします。</p> <p>各専門部会の部会長はじめ委員の皆様には、お忙しい中、御審議ありがとうございました。</p> <p>ここで、栃木労働局長より御挨拶があります。</p>
局 長	<p>ただ今、太田会長より栃木県特定最低賃金専門部会の御報告がありました。本年度の栃木県特定最低賃金については、「塗料製造業」、「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」、「計量器等製造業」の５つの産業すべての専門部会において、「31円」の引上げが全会一致で結審されました。</p> <p>これは、労使代表委員の皆様がそれぞれの立場で御意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつ御審議をいただき、また、公益代表委員の皆様の適切な進行によるものと心より感謝申し上げます。</p> <p>今年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の審議は、原材料費の急激な高騰や円安による中小企業の経営への影響、また、物価上昇による労働者の生計費等への厳しい影響がみられる中、特に難しい御審議で</p>

	<p>あったと思います。</p> <p>当局としましては、今後、12月31日発効に向けて所要の手続きを行い、その周知に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>栃木県特定最低賃金の改正決定の御審議、誠にありがとうございました。</p>
太田会長	<p>次に、議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
太田会長	<p>特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>— 今後の手続き及び審議日程等の説明 —</p>
太田会長	<p>ただ今の事務局の説明のとおり、第6回審議会を11月15日火曜日午前10時から、場所はこの5階大会議室において開催を予定しますが、特定最低賃金に係る当審議会の意見に対する異議の申出が無い場合には開催中止となります。</p> <p>なお、中止の場合は、事務局より速やかに各委員にその旨の連絡を、また各委員の皆様も、必要に応じて事務局への確認をよろしくお願い致します。</p> <p>委員の皆様、その他何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
太田会長	<p>特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
太田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>本年度の特定最低賃金の審議につきましては、5産業すべてが全会一致で結審いただきましたこと、心から感謝申し上げます。</p> <p>皆様方の御尽力に重ねて感謝申し上げ、これをもって、第5回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p>